

●受付期間および受付会場、手続き方法について

土・日・祝日を除く
 ※3月2日(日)に限り日曜日も受け付けします。

2月17日(月)～3月17日(月)
【開場】午前8時【申告】午前8時30分～午後4時

**保健センター
 研修室(2階)**

《申告会場への入場には「入場整理券」が必要です》
 ※すでに記入(入力)が完成している申告書を提出する場合、入場整理券は不要です。


入場整理券の取得方法 どちらかの方法で取得してください

① 当日配布の入場整理券を取得する
【配布開始：午前8時～なくなり次第終了】

※配布する入場整理券は当日分のみです。
 ※1日当たりの配布数は当日予約分100枚程度です(予定)。なくなり次第終了となります。
 ※入場整理券には相談開始予定時間が記載されています。ご確認の上、会場へお越しください。
 ※整理券の配布状況によっては、後日の来場をお願いすることがあります。ご了承ください。
 ※申告書は職員が個別に対応して作成します。
 ご自身で申告書を作成する記載所はありません。

② 市公式LINEから事前予約
【希望日の2日前まで】

※希望日の7日前から予約できます(24時間受付可能)。
 ※申告会場の受付で予約完了画面の提示が必要となります。
 ※その他予約方法等の詳細については、広報うしく2月1日号に記載します。


 ▲市公式LINE

来場時の注意事項 体調がすぐれない方(咳・発熱等の症状のある方)は入場をご遠慮ください。

●申告に必要なもの

- 1 口座のわかるもの(申告者本人名義)
- 2 本人確認書類…「マイナンバーカード」または「番号確認書類(通知カード)と身元確認書類(運転免許証など)のセット」
- 3 税務署から届いた「令和6年分確定申告のお知らせはがき」(お持ちの方)
- 4 前年分の確定申告書(控え)
- 5 所得の種類に応じた必要書類(下表参照) **▲! 必要書類を持参されないと申告受付できません!**

区 分		必 要 書 類
収 入	給与収入・年金収入のある方	令和6年分の源泉徴収票の原本(給与・年金)、または事業主の支払証明書など。
	事業・農業・不動産収入のある方	収支内訳書 → 必ず事前に作成してください。

6 控除に必要な証明書

区 分		証 明 書
各 種 控 除	医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書(領収書の提出では申告できません) → 必ず事前に作成してください。 医療費通知から明細書を作成した方は医療費通知を添付してください。
	社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税・国民年金保険料・農業者年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収書または納付済額証明書
	生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方	契約している保険会社等から発行された控除証明書
	寄附金税額控除を受ける方	都道府県・市区町村・共同募金会・日本赤十字社などの「領収書」、ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方は「寄附金控除証明書」
	障害者控除を受ける方	障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、市町村長等が発行する障害者に準ずるなどの認定書

【確定申告用紙の入手方法】① 竜ヶ崎税務署(☎0297-66-1303) 音声ガイダンス“0”番選択にて郵送依頼
 ② 国税庁ホームページからダウンロード ③ 1月17日(金)以降には市税務課でもお渡しできる予定です。

令和
6年分

3月17日(月)までに申告を済ませましょう

所得税・市県民税の申告が始まります

問 税務課
 ☎内線1056
 ~1059

竜ヶ崎税務署からの お知らせ

☎0297-66-1303

所得税・個人消費税・ 贈与税の確定申告会場

土・日・祝日を除く

**2月17日(月)～
3月17日(月)**

【相談受付】午前8時30分～午後4時

【相談開始】午前9時～

※3月2日(日)は開場します。

【会場】竜ヶ崎税務署

【入場整理券について】

会場への入場には整理券が必要です。下記のいずれかの方法で取得してください。

① 国税庁公式LINE
から事前に整理券
を取得する



▲国税庁
公式LINE

② 当日会場で配布される
整理券を取得する

※配布時間など、詳しくは竜ヶ崎
税務署へお問い合わせください。
(受付終了する場合がありますので、
LINEでの事前取得をおすすめ
します)

※申告会場では、スマホ申告を基本とし
た相談を行っています。

※マイナンバーカードを利用して申告す
る場合は、併せてパスワード(①数字4
桁および②英数字6～16桁)が分かる
ようにしてお越してください。

※必要書類が不足する場合には、申告が
できません。事前に国税庁ホームペー
ジなどで必要書類をご確認の上、お越
してください。

詳しくはこちら

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>
「確定申告特集」で検索



ぜひご利用
ください!

マイナンバーカードとスマホでもっとつながる! e-Tax!

確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。確定申告期間中は、24時間いつでも、ご自宅からご利用できるため、確定申告会場に出向かずに確定申告ができます。さらに還付申告をe-Taxで申告した場合、書面での申告と比べて早く還付されます。

☎ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901 【受付】月～金曜日午前9時～午後5時(祝日および12月29日～1月3日を除く)



確定申告書等
作成コーナー▲



以下に該当する方は、市の会場では受付できません

竜ヶ崎税務署での申告をお願いします

- ◎ 過年分(令和5年分以前)の申告をする方
- ◎ 初めて住宅借入金等特別控除の申告をする方
- ◎ 雑損控除を受ける方
- ◎ 給与所得者の特定支出の控除の特例を受ける方
- ◎ 事業・農業・不動産所得などの申告で初めて収支内訳書を作成される方
- ◎ 土地・家屋・株式・ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などを申告する方

☎ 竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303

※上記内容でも申告書を作成済(提出のみ)の方は、申告受付期間に限り申告書をお預りします。

小坂町・福田町・正直町・島田町
久野町・桂町・井ノ岡町・奥原町
にお住まいの方対象

奥野地区出張受付について

【会場】奥野生涯学習センター研修室 ※下記「対象の方」のみの対応となります。

期 日	開場時間	受付時間	対象の方
2月4日(火)	午前8時30分	午前9時～正午	◆市県民税の申告の方 ◆所得税の確定申告の方 ただし、上記「市の申告会場では受け付けできない方」に該当する方を除きます
	午後1時30分	午後2時～4時	
2月5日(水)	午前8時30分	午前9時～正午	
	午後1時30分	午後2時～4時	

申告には入場整理券が必要です【当日配布→午前8時45分～正面玄関で配布】

※当日分のみ60枚程度、なくなり次第終了。※正午～午後1時30分は配布休止します。

※LINEでの事前予約はありませんので、予めご了承ください。

当日必要なもの 右ページ「申告に必要なもの」1～6

所得税還付申告・市県民税申告受付について

【会場】保健センター研修室(2階) ※下記「対象の方」のみの対応となります。

期 日	開場時間	受付時間	対象の方
2月13日(木)	午前8時45分	午前9時～正午	◆収入が給与のみで年末調整が終わっており、医療費控除だけの申告の方
	午後1時15分	午後1時30分～3時30分	
2月14日(金)	午前8時45分	午前9時～正午	◆収入が公的年金のみで他に所得がない方 ◆市県民税の申告の方
	午後1時15分	午後1時30分～3時30分	

申告には入場整理券が必要です【当日配布→午前8時45分～会場入口で配布】

※当日分のみ60枚程度、なくなり次第終了。※正午～午後1時15分は配布休止します。

※LINEでの事前予約はありませんので、予めご了承ください。

当日必要なもの 右ページ「申告に必要なもの」1～6

書面で
申告書を提出
される方へ

令和7年1月以降、確定申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました(竜ヶ崎税務署勧告)。申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。ぜひご利用ください。